

令和 3 年 第 3 回水巻町議会 定例会 会議録

令和 3 年第 3 回水巻町議会定例会第 3 回継続会は、令和 3 年 6 月 11 日 10 時 00 分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1 番 白 石 雄 二

8 番 船 津 宰

2 番 廣 瀬 猛

9 番 高 橋 恵 司

3 番 津 田 敏 文

10 番 入 江 弘

4 番 大 貝 信 昭

11 番 住 吉 浩 徳

5 番 岡 田 選 子

12 番 松 野 俊 子

6 番 中 山 恵

13 番 久保田 賢 治

7 番 古 賀 信 行

14 番 水ノ江 晴 敏

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局 長 ・ 山 田 美 穂

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	吉 岡 正	福 祉 課 長	洞ノ上 浩 司
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	手 嶋 圭 吾
総 務 課 長	大 黒 秀 一	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産業環境課長	藤 田 恵 二
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	岡 田 祐 司
住宅政策課長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	服 部 達 也
税 務 課 長	植 田 英次郎	学校教育課長	佐 藤 治
住 民 課 長	川 橋 京 美	生涯学習課長	高 祖 睦
地域づくり課長	土 岐 和 弘	図書館・歴史資料館館長	山 田 浩 幸

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和 3 年 6 月 定例会 (第 3 回)

第 3 回継続会

本会議 会議録

令和 3 年 6 月 11 日

水 巻 町 議 会

令和 3 年 第 3 回水巻町議会定例会第 3 回継続会 会議録

令和 3 年 6 月 11 日

午前 10 時 00 分開議

議 長（白石雄二）

出席 14 名、定足数に達していますので、ただいまから令和 3 年第 3 回水巻町議会定例会第 3 回継続会を開きます。

日程第 1 一般質問について

議 長（白石雄二）

日程第 1、一般質問について。これより一般質問を行います。1 番、公明党。松野議員。

12 番（松野俊子）

12 番、松野です。公明党を代表いたしまして、冒頭質問をさせていただきます。

まず 1 番、地域衛星通信ネットワークの第 3 世代システム化について。

ここ数年、夏季に豪雨災害や強大な台風が多数発生しています。本町としても防災・減災に、より一層しっかり取り組み、安全・安心なまちづくりを推進していかなければなりません。

そこで、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」の期間を踏まえ、元利償還金の 70%が交付税措置される緊急防災・減災事業債が令和 7 年度まで延長されました。これに関連し、昨年 12 月 18 日の総務大臣記者会見では、緊急防災・減災事業債を活用した地域衛星通信ネットワークの第 3 世代システムの整備が各都道府県に要請されました。この要請の中で総務大臣は、現在、地域衛星通信ネットワークの市町村局の約 3 割程度が未整備であると、課題も提起しています。

また、総務大臣からの要請と財源措置を踏まえ、緊急防災・減災事業債という財源が確実にある令和 7 年度までの期間内を好機ととらえ、早急に町民の安心・安全を守る観点から、地域衛星通信ネットワーク第 3 世代システムについて県と連携し、管内全市町村との一体整備が重要であると考えます。

そこでお尋ねします。

（1）本町の地域衛星通信ネットワークの整備状況は、現在どのようになっていますか。

（2）地域衛星通信ネットワークの連携運用について、本町のお考えを、お聞かせください。

次に行きます。図書館及び学校の読書環境整備について。

図書館は子供から高齢者まで誰もが安心して過ごせる貴重な居場所であり、地域を支える「知のインフラ」と考えます。読書は人生を豊かにします。数多くの種類の本を読んでいる子供ほど知識や興味が広がり、想像力や思考力が豊かになっているとの民間調査があります。読書の時間が長いほど児童・生徒の成績は高い傾向にあり、若い年齢ほど読書が脳の発達に与える効果は大きいといえます。

しかし若者の本離れが依然として深刻な状況にあり、全国学校図書館協議会などが行った第

65 回学校読書調査結果(2019 年)では、1 か月に 1 冊も本を読まない「不読率」は小学生で 6.8%、中学生で 12.5%、高校生では 55.3%という結果です。小中学校を中心に「朝の読書」などが着実に浸透する一方で、読書習慣の確立と継続が課題となっています。そして本を読みたいと思える環境整備が必要と考えます。

2019 年 6 月に誰もが読書ができる社会を目指して、さまざまな障がいのある方にとって読書しやすい環境を整える「読書バリアフリー法」が施行されました。正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」です。点字図書や「LLブック」、音声と画像で読書ができる「デージー図書」のほか、貸出・郵送サービスなどが利用できるようにすることを目指しています。

そこでお尋ねいたします。

(1) 2 年前に「読書バリアフリー法」が成立しました。現在、図書館の環境整備及び町の対策はどうなっていますか、お伺いします。

(2) 図書館に行きたくても行けない人に本に触れる機会を提供するために、タブレット端末やスマートフォンなどで電子書籍を貸し出しできるサービスを導入すべきと考えますが、町の見解を伺います。

(3) 様々な障がいのある人たちが安心して読書ができる個室及び利用スペースが必要と考えます。また、図書館内に読書バリアフリーの企画展示や、常設コーナーを設置できないでしょうか。

(4) 子供から高齢者まで幅広い世代の人が利用する図書館です。開館して今年 9 月で 21 年になります。令和元年には空調及び照明設備の改修工事が行われました。安全・安心な施設として環境整備が必要と考えます。図書館の防犯対策は十分にできていますか。

(5) 若年層の読書離れが問題ですが、読書手帳は読んだ本を「貯蓄」することで、児童・生徒の成長が記録できて、読書意欲の向上につながると考えます。自治体の中には中学校で導入したところ、学校図書館への来館者が約 3 倍に増えた事例もあります。町の考えを伺います。

(6) 新型コロナウイルス感染予防対策として小中学校の児童・生徒に学校図書館の本を安心して借りてもらえるように書籍消毒機の設置が必要と考えますが、町の見解を伺います。

次に行きます。地域包括ケアシステム構築の進捗状況について。

本年 3 月「第 9 期高齢者福祉計画」が策定されました。

本町において 65 歳以上の高齢者は 9,194 人(令和 2 年 9 月末)、高齢化率 32.8%で、約 3 人に 1 人が高齢者であります。また全国では 2040 年には、85 歳以上の高齢者 1000 万人以上が、地域生活を送ることになると予測されています。

その医療と介護の両方のニーズを持つ高齢者が、自分らしく在宅生活を続けられるように支える仕組みが「地域包括ケアシステム」であります。それは高齢者、家族、行政・関係機関そして地域住民が連係・協働して作りあげられるべきもので、国が目指す「地域共生社会」の構築とも連動していると思われます。

「第 9 期高齢者福祉計画」は、この「地域包括ケアシステム」の一層の構築と深化で計画の基本理念「安心して笑顔で暮らせるまちみずまき」を目指しているものと考えます。

そこで質問致します。

(1) 高齢者の在宅生活を支えるためには医療と介護の一層の連携強化が期待されると思いますが、病院、介護事業所、遠賀中間医師会設置の在宅総合支援センター、行政機関等でどのような取組を行っていますか。

(2) 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、地域における住民同士の見守りや支えあい（地域共生社会）体制の仕組み作りが重要であるとされていますが、今後の取組をお聞かせください。

(3) 高齢化の進行とともに、認知症高齢者も増加してきていますが、本町の認知症施策はどうなっていますか。

(4) 認知症高齢者の増加や障がい者を支える親の高齢化による「親亡きあとの問題」など、生活に何らかの支援が必要な人たちが顕在化してきていますが、そのような人たちの権利を守る取組はどうなっていますか。

以上、よろしく答弁をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

町長、答弁。

町 長（美浦喜明）

はじめに、「地域衛星通信ネットワークの第3世代システム化」について、の御質問にお答えします。

まず1点目の、本町の地域衛星通信ネットワークの整備状況は、現在どのようになっていますか、とのお尋ねですが、答弁に入ります前に、地域衛星通信ネットワークについて、簡潔に御説明いたします。

地域衛星通信ネットワークは、一般財団法人自治体衛星通信機構が運営しております。全国の自治体や防災関係機関が、災害時にも活用できる衛星通信システムを共同で利用することを目的に、平成2年に設立され、平成3年12月から実際に地域衛星通信ネットワークの運用が開始されました。

近年では、総務省消防庁が運用している全国瞬時警報システム、いわゆるJ-A L E R Tの伝送路としての役割を果たしているほか、ヘリコプター衛星通信システムの映像伝達手段等としても全国で利用されています。

そこで、議員からお尋ねのありました、地域衛星通信ネットワークの整備状況についてお答えします。現在、本町では、福岡県が県内の全市町村に整備し、運用している「福岡県防災・行政情報通信ネットワーク」の伝送路の一つとして、地域衛星通信ネットワークを活用しています。また、先程申し上げたJ-A L E R Tの伝送路の一つとしても活用しており、国民保護・消防防災行政の分野で活用しているのは、主にこの2点であります。

なお、一般財団法人自治体衛星通信機構に確認したところ、福岡県内で現在使用している地域衛星通信ネットワークについては、ほとんどが第2世代システムであるとのことでした。

次に2点目の、地域衛星通信ネットワークの連携運用について、本町のお考えをお聞かせください、とのお尋ねですが、地域衛星通信ネットワークについては、平成23年に発生した東日

本大震災において、地上系の通信手段が完全に途絶し、復旧するまでの間、国と被災した自治体を結ぶ唯一の通信手段であったと聞き及んでいます。静止衛星を通じて、通信を行うことで災害時に地上の状況を問わず使用することが可能である点は、非常に大きなメリットであると考えます。

また、議員の御質問にもあります第3世代システムは、従来のシステムと比較して、整備コストを大きく削減できるほか、性能面も強化されております。

本町の場合、実際の地域衛星通信ネットワークの第3世代システムの整備については、「福岡県防災・行政情報通信ネットワーク」の運用主体である福岡県を中心に検討がなされるものと承知していますので、今後、福岡県と適切に連携し、整備について検討を進めてまいります。

次の、「図書館及び学校の読書環境整備」について、の御質問は、後ほど教育長に答弁していただきます。

次に、地域包括ケアシステム構築の進捗状況について、の御質問にお答えします。

まず1点目の、高齢者の在宅生活を支えるためには医療と介護の一層の連携強化が期待される場所ですが、病院、介護事業所、遠賀中間医師会設置の在宅総合支援センター、行政機関等でのどのような取組を行っていますか、とのお尋ねですが、地域包括ケアシステムでは、病院や地域のかかりつけ医をはじめ、薬局、訪問看護や介護事業所など、多職種にわたる関係機関の連携が必要不可欠となります。

遠賀中間1市4町と関係機関の協働による医療・介護連携のための仕組みづくりを進めていくために、遠賀中間医師会が設置した「在宅総合支援センター」を中心に、在宅医療と介護サービスに関する情報共有や提供体制の構築など、住民のニーズに対応できる体制づくりを行っています。

在宅総合支援センターは、在宅医療・介護の相談窓口としての機能を担うとともに、ホームページや出前講座を通じて、高齢者やその家族が希望する在宅療養生活を続けながら、最期の過ごし方を選択できる環境づくりに向け、在宅医療と介護の連携に関する情報の周知や啓発活動を行っています。

また、医療と介護の情報共有においては、平成29年度より入退院時に遠賀中間地域医療介護連携シートを作成し、ケアマネージャーと医療機関の間で相互に情報提供を行っています。なお、令和2年度の遠賀中間地域医療介護連携シートの利用状況は、入院時に7割、退院時に5割となっており、今後も在宅総合支援センターと連携し、医療機関及び介護事業所との連携促進を図ってまいります。

次に2点目の、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、地域における住民同士の見守りや支えあい体制の仕組み作りが重要であるとされていますが、今後の取組をお聞かせください、とのお尋ねですが、第9期高齢者福祉計画は、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するための後期計画となっています。

本計画は、3つの基本施策から構成されており、その中の「包括的な生活支援体制と環境の整備」の基本施策において、「見守り・支えあい体制の仕組みづくりの推進」は、最重要項目とし

て位置付けております。

現在は、民生委員の皆様や福祉会の方々に、日頃からの見守り活動に御尽力いただいているところです。これらの見守り活動を支援し、地域の中における情報共有の仕組みづくりを推進するため、令和2年12月議会で行政報告させていただきました「あんしん情報名簿」の整備に取り組んでおります。

この「あんしん情報名簿」は、緊急時の支援や日頃の見守りが必要な方を対象に、緊急連絡先やかかりつけの医療機関等の情報を登録していただき、見守り活動を行っている関係機関等に情報提供を行う仕組みであり、整備にあたっては、民生委員の皆様にも御協力をいただき、現在多くの方々に登録していただいております。

今後は、登録していただいた情報を、地域で見守り活動を行っている関係機関と共有し、町と地域が一体となった円滑な見守り活動ができる仕組みづくりを検討してまいります。

次に3点目の、高齢化の進行とともに、認知症高齢者も増加してきていますが、本町の認知症施策はどうなっていますか、とのお尋ねですが、本町においては、今後も75歳以上の後期高齢者人口及び高齢化率は増加傾向にあり、認知症高齢者の数も増加することが懸念されます。

そこで引き続き、認知症の発症を遅らせるための予防に取り組んでいくとともに、認知症に関する取組の強化、周知啓発を行い、認知症になっても住み慣れた地域で暮らしていけるための支援を行ってまいります。

まず初めに、認知症予防についてですが、地区の公民館等において、保健師や看護師、リハビリテーション専門職による出前講座を実施しております。出前講座では、認知症の基礎知識や運動、日常の生活上でできる認知症予防の方法などを説明しています。

また、認知症の周知啓発につきましては、認知症サポーター養成講座を実施し、認知症に関する正しい知識の普及と理解促進を図るとともに、認知症の早期発見・早期対応に努めています。

続きまして、認知症に関する取組の強化についてですが、認知症高齢者の徘徊対策として、現在、徘徊高齢者等探索サービス事業としてGPS端末機のレンタルを行っております。

今年度から新たに、衣類や靴に貼るステッカーの配付サービスを追加して、探索機能を充実させることで、より利用しやすいサービスの提供を図っています。今後、警察署が行う「はいかい高齢者等SOSネットワークシステム」や、福岡県が行う「防災メールまもるくん事業」と合わせて、広報紙や出前講座などで、十分な周知を行うとともに、認知症高齢者御本人と御家族の安全・安心のため、サービス利用の勧奨に努めてまいります。

最後に4点目の、認知症高齢者の増加や、障がい者を支える親の高齢化による「親亡きあとの問題」など、生活に何らかの支援が必要な人たちが顕在化してきていますが、そのような人たちの権利を守る取組はどうなっていますか、とのお尋ねですが、本町では、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人の尊厳や財産を守るため、成年後見制度利用の促進に向けた施策を計画的に推進する「成年後見制度利用促進計画」を策定しております。

本計画は、成年後見制度の住民啓発や身近な権利擁護相談窓口の設置、家庭裁判所等関係機関とのネットワークの構築など、権利擁護支援体制の整備について定めています。

本町においては、専門的業務に継続的に対応できる水巻町社会福祉協議会権利擁護センター

を中核機関とし、本人に適した成年後見制度利用の検討や、申立ての支援を行うことで、成年後見制度の利用促進を図っているところです。

また、認知症高齢者等の増加に伴い、成年後見制度の利用も増えると予測されることから、市民後見人・法人後見従事者養成講座を開催し、担い手の育成や後見活動支援などを実施し、成年後見制度の受任体制の充実を図っております。

今後も、認知症高齢者等が地域で安心して暮らし続けることができるよう成年後見制度の利用促進に努めてまいります。

議 長（白石雄二）

教育長。

教育長（小宮順一）

図書館及び学校の読書環境整備について、の御質問にお答えします。

まず、1点目の、読書バリアフリー法に対する図書館の環境整備および町の対策について、のお尋ねですが、御質問にありますように「読書バリアフリー法」は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が正式名称で、視覚障がい者等が読書しやすい環境を整え、障害の有無にかかわらず「全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を享受できる」社会の実現を目的として施行されたものです。

法律名に「視覚障害者等」とあるのは、全盲や弱視の人だけでなく、文字は見えているが内容の理解が難しい発達障がいの人や、本のページをめくれない肢体不自由の人など、読書が困難な障がい者すべてを対象としているためです。

また、この法律では、電子書籍が視覚障がい者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を生かし、先端技術を活用して電子書籍の普及が図られること、これまでと同様、引き続き、点字、拡大図書などの書籍が提供されること、そのような視覚障がい者等が利用しやすい資料の量的拡充と質の向上が図られること、などが基本理念として示されています。

まず、障がいがある人に対する図書館の現状と対策ですが、水巻町図書館は、設立当初から、赤ちゃんから高齢者まで、障がいがある人もない人も、全ての水巻町民が気軽に利用でき、町民の暮らしに役に立つ図書館を運営の基本方針としております。

このため、ハード面では、バリアフリー建築により、段差の解消、車椅子同士がすれ違える書架間や通路幅の確保、点字表示や分かりやすいサイン表示など、様々な障がいを持つ人や高齢者に配慮した施設となっています。

サービス面では、特に視覚に障がいがある人のための資料として、点字図書約 420 冊、大活字本約 260 冊、CD やカセットテープなどの音声図書約 500 本を用意しております。その他、絵や写真、短く簡単な言葉を使うなどの工夫により、文字や本の内容を理解することが苦手な人に対応したLLブックや、「さわる絵本」などの資料も揃えております。

また、活字を読むことが困難な人への補助用具として、拡大読書機やリーディングトラッカー、会話が困難な人と指差しで会話ができるコミュニケーションボードや筆談用のメモパットなどを窓口を用意しており、障がいのある人が利用しやすいように様々な対策を行っています。

これらの取組は「読書バリアフリー法」が施行される前から行っており、前述いたしました、すべての町民の暮らしに役に立つ図書館を目指す水巻町図書館の基本方針に基づいているものでございます。

今後とも、この基本方針と読書バリアフリー法の趣旨に従い、視覚障がい者等が利用しやすい資料の充実を図ってまいります。とりわけ、電子書籍の一種である、パソコン上で映像と音声により読書ができるマルチメディア型デジタイズ図書については、整備が十分とは言えませんので、重点的に充実させてまいりたいと考えております。

次に２点目の電子書籍の貸出しサービスについて、のお尋ねですが、御質問の「タブレット端末やスマートフォンなどで電子書籍を貸出せるサービスの導入」とは「電子図書館の導入」と理解してお答えいたします。

近年はデジタル化の流れを受け、文字の拡大機能や音声読み上げ機能に対応した電子書籍が普及し、視覚障がい者でも自力で本を読める可能性が広がりました。

この電子書籍がインターネットを通じて自宅に居ながらにして借りることができれば、身体的に来館が困難な人にとって利便性が高まることは、議員の御指摘のとおりです。図書館に行きたくても行けない人に本に触れる機会を提供する有効なサービスだと思われます。

また、電子図書館は、障がい者だけでなく、一般の町民にとっても、来館せずに24時間いつでも貸出しサービスを受けることができますので、現在のコロナ禍において、感染拡大予防の観点からも非常に大きなメリットがございます。

さらに、GIGAスクール構想により町内小中学校の児童・生徒に1人1台のタブレット端末が配られておりますが、これを用いて、電子図書館で借りた電子書籍を教材として活用することも可能です。

また、家庭のパソコンなどで気軽に電子書籍を借りることができる環境は、読書離れや活字離れが課題となっている児童・生徒たちが、より身近に読書に接する機会の拡充に寄与するものと思われます。

このように、電子図書館はこれからの図書館のあるべき姿の一つであると思われますが、これを導入するには導入費用だけでなくシステムの維持に多額の費用が掛かります。

残念ながら、現在の財政状況では、町単費での導入は大変厳しいと思われますので、国の補助金など有効な財源を探しながら、導入の可否について検討をしてまいりたいと考えます。

次に３点目の障がいがある人への個室や利用スペースの提供、および企画展示や常設コーナーについて、のお尋ねですが、現状の施設の中に新たに居室やスペースを設置することは物理的に困難ですので、そういった御希望がある方や対面朗読サービスを希望される視覚障がい者に対しては、既存の会議室などで可能な限りの対応を考えたいと思います。

また、読書バリアフリーの常設コーナーについては、図書館内にはすでに、点字本コーナー、大活字本コーナーのほか、児童コーナーの一角にバリアフリー資料を集めた常設コーナーを設置しています。

企画展示につきましては、現在、月替わりで様々なテーマで企画展示を行っていますので、今後、読書バリアフリーというテーマについても、企画展示を定期的 to 実施してまいりたいと考えております。

次に4点目の安心安全な環境整備と防犯対策について、のお尋ねですが、空調及び照明設備につきましては、全面改修工事以降は、順調に機能し電気代も節約できております。

しかし、図書館も開館から20年以上経過し、外壁や内壁のほか、受変電設備、自動ドア、視聴覚設備、防犯カメラなどの電気系統が経年劣化により老朽化が進んでおります。ただし、これらの改修や設備の取り換えには、それぞれに多額の費用がかかりますので、今後、長期的な管理計画を作成し、安全安心な施設の環境整備に努めてまいりたいと考えております。

また防犯対策については、以前は図書の無断持ち出しの対応に苦慮していましたが、令和2年10月に図書盗難防止装置を設置いたしましたので、本の盗難は激減するものと思われれます。蔵書点検の結果を現在精査中でございますので、最終結果につきましては9月議会で御報告させていただきます予定としています。

次に5点目の、若年層の読書離れが問題ですが、読書手帳は読んだ本を「貯蓄」することで、児童・生徒の成長が記録できて、読書意欲の向上につながると考えます。町の考えを伺います、とのお尋ねですが、近年の小学生の読書量調査において、小学生が1か月に読む本の冊数は、全学年平均すると3冊程度で、約30年前と比較すると、3分の1近く減少しています。また、学年が上がるにつれて読書量が減少する傾向にあり、4年生から6年生の約3割は、1か月に1冊も本を読まないという結果が出ております。

また、スマートフォンを活用して、活字の本を電子書籍で読む小学生もおおよそ2割程度で、読書離れが大きな問題となっています。

読書離れが進むと、学力の低下や理解力の低下、さらには想像力の低下が懸念されます。想像力の低下により、相手の立場に立って物事を考えられないことから、いじめの問題が発生する恐れもあります。人間形成において、読書はなくてはならない物ということを身につけるためには、小学校低学年のうちから読書習慣を定着させることが大切だと考えます。

そこで、一人一人の「読書手帳」を作成し、自分が読んだ本の楽しかった部分や、感動した部分などを書き込み、記録に残すことは、読書の楽しさを知るきっかけとなり、読書離れの進行を食い止めることができるかもしれません。

費用のかからない、自分だけの素敵な「読書手帳」を作り、面白かった本や、友達・家族に紹介したい本を記録することで、読書意欲の向上へつなげていけるよう、学校の意見を聞きながら、検討してまいります。

最後に、6点目の、新型コロナウイルス感染予防対策として、小中学校の児童・生徒に学校図書館の本を安心して借りてもらえるように書籍消毒機の設置が必要と考えますが、町の見解を伺います、とのお尋ねですが、現在、学校図書館での消毒作業といたしましては、学校司書の職員が、毎日、返却された図書を手作業で消毒しております。学校図書館に返却される図書の1日の平均冊数は30冊程度ですが、その消毒作業について負担が大きいという声は、今のところ学校からは上がっておりません。

また、学校図書館に消毒機を設置する場合は、学校備品の購入になりますので、毎年、学校が要望する、他の学校備品を含めた中での優先順位について、慎重な検討が必要になりますが、現時点では、学校から学校図書館に消毒機を購入したいという要望が上がっていないため、設置については考えておりません。

町立図書館と比較すると、利用者が児童生徒のみに特定されておりますので、学校図書館における感染リスクは低いと考えますが、これからも児童生徒が学校図書館の本を安心して借りることができるように、学校全体の感染症対策に継続して取り組んでまいります。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。はい、久保田議員。

13 番（久保田賢治）

13 番、久保田です。

私からは、地域衛星通信ネットワークの第 3 世代システム化について、4 点再質問させていただきます。

1 点目。先ほどの答弁の中で、第 3 世代システムの性能面が強化されているということですが、具体的にどのような内容ですか。

議 長（白石雄二）

はい、大黒課長。

総務課長（大黒秀一）

地域衛星通信ネットワーク第 3 世代の性能面の強化部分についてのお尋ねでございます。

現在、総務省が、第 3 世代システムの特徴といたしまして、まず整備コストの削減、大幅な削減というものを挙げておりますけれども、それ以外に 5 点ほど示しております。

1 点目が、大雨による通信障害が発生しにくい点。

2 点目が、災害現場で柔軟に設置運用ができる点。

3 点目が高画質な映像を送受信できる点。

4 点目は、データ通信による多彩な多様なアプリケーション、これを使用することができる点。

そして 5 点目が、インターネット経由で外部システムに接続できるといった点を挙げてございます。

現時点では、市町村に対して詳細な内容というものは示されておりませんが、今後必要に応じて情報の提供がされるものと思っております。ですので、引き続き国や県の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

久保田議員。

13 番（久保田賢治）

よろしく願いしときます。

2 点目。地域衛星通信ネットワークは、平常時には、他分野を含め、どのように活用されてい

ますか、御質問いたします。

議 長（白石雄二）

大黒課長。

総務課長（大黒秀一）

地域衛星通信ネットワークの平常時の活用についてでございますけれども、まず都道府県が主催をいたします市町村向けの会議でありますとか、イベント、これの中継や映像の配信の際に、その伝送路として活用されておるところでございます。

具体的には、地域衛星通信ネットワーク、これを通じて伝送される様々な映像を、総務課の職場に備付けております福岡県防災・行政情報通信ネットワークのシステムのパソコンがございますが、そこでテレビのようにして見ることができまして、そういった活用をしております。

これは総務課だけでなく、ほかの課の職員も利用することができますので、会議の際などに有効活用しているといったところが現状でございます。

議 長（白石雄二）

久保田議員。

13 番（久保田賢治）

わかりました。

それでは3点目。福岡県防災・行政情報通信ネットワークの伝送路には、ほかにはどのようなものがあるかお尋ねいたします。

議 長（白石雄二）

大黒課長。

総務課長（大黒秀一）

福岡県が整備をして運用しております、福岡県防災・行政情報通信ネットワークでございますけれども、まず光ファイバーとかをいたしました地上系の回線、それと地域衛星通信ネットワークを活用しました衛星系の回線、この大きく分けて2種類が整備されております。

このように伝送路を多重化することによりまして、大規模な災害が起きた場合などに、万が一ですね、どちらかの回線が使用できなくなったときにも、残りの回線を使って通信ができるといった仕組みとなっております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

久保田議員。

13 番（久保田賢治）

今の御説明で、イメージ的にはループ回線のような仕組みで、伝送路の多重化が分かり、安心いたしました。

最後４点目。地域衛星通信ネットワーク、災害時に実際に活用したことはありますか。質問いたします。

議 長（白石雄二）

大黒課長。

総務課長（大黒秀一）

今の御質問ですが、先ほど町長の答弁の中にもあったと思うんですけども、本町で地域衛星通信ネットワークを伝送路として活用しております福岡県防災行政情報通信ネットワーク、それと J－A L E R T につきまして、災害時における主に国・県と市町村の間を結ぶ情報伝達手段といたしまして、大いに活用しているところでございます。

具体的には、福岡県防災・行政情報通信ネットワークのシステムの端末を使いまして、避難所の開設状況でありますとか、被害状況、こういった部分の情報のやりとりなどを主に活用しておるところでございます。

今のところ、先ほどお答えしました地域衛星通信ネットワークの衛星回線を使うまでには至っておりませんので、地上系回線、こちらの使用にて事足りているといった状況でございます。

以上です。

議 長（白石雄二）

久保田議員。

13 番（久保田賢治）

一般質問の冒頭で申しました、ここ数年夏季に豪雨災害や強大な台風が多数発生していますので、町民の皆様の安全安心の一環として、地域衛星通信ネットワーク第３世代システム化について質問させていただきました。

今後、福岡県と連携し、整備について検討を進めていくと答弁いただきましたので、よろしくお願いいたします。

これで私からの再質問を終わります。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

14 番、水ノ江です。

私は、図書館及び学校の読書環境整備について再質問をさせていただきます。

初めに、学校の図書館についての再質問であります。

町の学校図書館もですね、読書離れが大きな問題であるということで答弁をしていただいております。子供たちが図書に関心を示すための工夫が大切だというふうに思います。

各、町内の各学校においてですね、何か特別な取組等がなされているのか、お伺いしたいと思います。

議 長（白石雄二）

佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

水ノ江議員の再質問にお答えいたします。

学校における、子供たちに関心を持ってもらう取組といたしまして、まず子供たちが、手にとって読んで楽しいというふうに思ってもらえることが第一だというふうに思っております。

子供たちの年齢に合った人気のある本、また、話題性のある本、そういった手に取りやすい本を、よりすぐって、学校図書館にそろえるということが重要だというふうに考えております。

子供たちの要望を聞きながら、好まれる本をなるべく整備をしたいというふうに思っております。

また、学校で過ごす時間の確保という点におきましては、学校の司書教諭と連携をいたしまして、国語の時間の中で図書の時間を設けてもらったり、また、社会の時間で、調べ物学習といったところで、活用してもらったり、授業時間との都合もあるんですけども、できる限り、時間をとっていただくということで、図書に触れてもらえるように、取り組んでおります。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

ぜひですね、子供たちの要望するものですね、本をより多く整備していただいでですね、図書に触れる時間も十分確保していただきたいというふうに思っております。

続いて、書籍の消毒器の設置についてはってことで、答弁では、考えていませんということでもありますけれども、学校内で感染がですね、クラスターを引き起こすおそれが当然今あります。

ほかの人と本を共有する中で、こうした抵抗感を示す児童生徒がですね、中には当然、いるというふうに思います。

現在ですね、学校図書館の新型コロナウイルス感染症対策に、具体的にですね、どういうふうに行われているのか、お伺いをいたします。

議 長（白石雄二）

佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

再質問にお答えします。

具体的な学校図書館の感染対策といったところでございますけれども、まず教育ということで、子供たちに自分の体は自分で守るというようなことを教育をいたしまして、図書室に入る前は必ず手洗い、そして入り口に消毒液を設置しておりますので、手の消毒、手指消毒というのを徹底しております。

また、図書の返却につきましては、返却ボックスというのを設けておりまして、そこに必ず入れてもらおうと。そしてそのあと、学校の司書が、1冊1冊、丁寧にペーパータオルで拭き取り除菌を行っております。

全ての図書にはフィルムを貼っておりまして、拭き取りやすくしております。

図書館内の利用につきましては、座席を空けて座るなど、なるべく密にならないように、そして使った後は、机や椅子は丁寧に学校司書が消毒を行っております。

安全で衛生的な環境の確保に日々努めているところでございます。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

ぜひですね、町内からクラスターが発生しないということで、ぜひですね、十分注意をしていただいてですね、取り組んでいただきたいというふうに思っております。

図書館のほうに再質問をさせていただきます。

いろいろ、答弁をしていただいております。全ての水巻町民が、気軽に利用できるということで、図書館もですね、20年を超えてきておりますけれども、つくる当初からですね、やっぱりこう、読書バリアフリー法に沿ったものが現実的にできてきているということをですね、誇らしいことであると思います。

その中で2年前に読書バリアフリー法ができてですね、その分の中からですね、多少足りないものが少しあるだろうということで、答弁されたとおり、マルチメディア型デイジー図書に関しては重点的に充実させるということでもありますので、これもぜひですね、早いうちにそろえていただきたいというふうに思っております。

それから、電子図書館でありますけれども、今現在ですね、コロナ禍においてですね、感染拡大の予防は当然必要であります。

その中においてですね、答弁にありましたとおり、やっぱり24時間いつでも図書が貸出しできるというですね、こういうシステムはですね、当然お金がかかるものでありますけれども、町民の皆様ですね、障がい者の方にとってもですね、利用しやすいものになりますので、この

財源、確かに大きなお金がかかるだろうと思いますけれども、十分に財源をとっていただいでですね、その中で、早期に導入をしていただければというふうに思っております。

小学校でも小中学校でもですね、タブレットが皆様に配られております。こういう利用をするところでもですね、十分踏まえてですね、ぜひ早く実現をしていただきたいというふうに思います。

そして、バリアフリーですけれども、読書バリアフリーの企画展示に関してもですね、当然水巻町の図書館は、ほぼですね、十分、クリアしてるということでもありますけれども、やはり町民の皆様にとってですね、こういう、読書バリアフリー法があつて、こういうものですよということのですね、企画展示に関しては、やはりぜひやっていただきたいというふうに思っております。

図書館は20年超えております。防犯対策にしてもですね、やはり防犯カメラ、これもですね、やはり老朽化しております。

私も現実に図書館の防犯カメラの実態をちょっと見せていただきました。やっぱり20年前の設備でありますので、これはやっぱり防犯の上からいくとですね、やっぱり新しい防犯カメラであればですね、いろんなところに目が効いてですね、犯罪を防げるのではないかなというふうに思われます。

これもやっぱり、予算がかかりますけれども、こういう、町民の利用する施設でありますので、やはり、そういう意味ではですね、防犯カメラ自体も新しいものに変えていただければというふうに思っております。

まあ当然、安心安全な図書館であつてほしいということでもあります。

その中で、最後の質問になります。

近年の図書館の利用状況を見ますと、水巻町民の利用する方が減って、町外の利用する方が増えている状況ではないのかなというふうに思われます。

実態としては、どうなのかですね、対策をやっているのかどうか、最後にお伺いをいたします。

議 長（白石雄二）

山田課長。

図書館・歴史資料館長（山田浩幸）

水ノ江議員の再質問にお答えいたします。

町内利用者が減って、町外の利用者が増えてるんじゃないかという御質問ですが、町外者、いわゆる広域利用者がどの程度いるのかということにつきましては、これを判断する目安として二つの数字がございます。一つが登録者数ですね。利用者カードを作った人がどこに住んでいるかということが、全てコンピューターで管理されておりますので、そのことと、実際本を借りている人がどれくらいなのかと。貸出し冊数ですね。これもそれぞれコンピューターで管理されておりますので。こういった二つの数字で、一応いろいろ判断ができるというふうに、これが数字の目安となります。

これに関しては、毎年9月議会の行政報告で、図書館から報告しておりますので、今回もですね、9月議会のほうで詳しくは、御説明をいたしますが、この推移について簡単に御報告いたしますと、この広域利用というのが始まったのが平成14年でございます。平成20年ぐらいからですね、町内利用者と広域利用者の逆転が始まって、それから現在までですね、年々広域利用者の割合が増えております。

直近で申しますと、4月末の登録者数のうち、町内の利用者は31%、それから広域利用者が69%。それから、貸出し冊数ですが、令和2年中の貸出し冊数のうち、町内利用者への貸出しは42%、それから広域利用者への貸出しは58%となっておりまして、ざっくり申しますと、現在登録者数の7割が広域利用者であって、実際本の貸出しサービスを受けている利用者の6割が広域利用者ということが実態でございます。

なお、広域利用者の9割が北九州市民となっております。これが実態でございますが、これに対してどう対応してるかということですが、いうまでもなく、水巻町図書館は、町民の暮らしを高める、生涯学習施設でございます。町民のための施設でありますので、この逆転現象というものを何とかしたいという思いはですね、長年の図書館の課題でございました。

とはいってもですね、町外の人を利用させないということについては、法的にも、実務的にも、難しいものがございます。

やはりそういった発想ではなくてですね、水巻町民の方に、もっともっと使ってもらおうということで、町内利用者を増やすという取組が必要なんではないかというふうに考えております。

現在そのためにですね、いろいろ数年前からやっておりますけど、なかなか成果が上がらないというのが、大変苦しいところですけれども。

現在、長期的な視点、短期的な視点でやっておりますが、まず短期的な視点としましては、とにかく町民の方に図書館にまず1回来てもらおうということで、魅力的なイベントとか、来てよかったとか、得したとか、ためになったとかいうような催しを開催して、そして、とにかく1回来ていただいて、その後の利用につなげるという取組。

それから、今、予約とか、予約リクエスト制度ですね。それと視聴覚資料の貸出しというのは、町民だけに行っておりますので、こういったサービスを充実させていきたいというふうに考えております。

それから長期的な視点としましては、とにかく読書する子供たちを育てるということですね、そのことがこの図書館、将来の図書館を利用する人間を育てるという視点から、家読とか、ブックスタート、学校支援、こういったものをですね、力を入れてまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

ぜひですね、水巻町民がですね、多くの方が図書館を利用できるような環境を整備していた

だきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

松野議員。

12 番（松野俊子）

地域包括ケアシステム構築の進捗状況について、再質問させていただきます。

まず、医療と介護の連携について、答弁をいただきました。医療と介護の連携強化の施策ということで、遠賀中間医師会の在宅総合支援センターが立ち上げられておるということで。9期で。町内にある高齢者支援センター、3つありますね。そういったところと連携をとりながら、医療現場と介護事業者の連携が、一層進んでおるという、そういう答弁もいただきました。

実績的にも、入院時には7割の方が、そのような在宅総合支援センター等の方が関わっておられると。また退院時も5割の案件に関わっているということで、今後ともこの医療と介護の連携促進が、在宅医療には欠かせないことだと思いますので、よろしくお願いいたしたいところでございます。

その次の質問として、見守り・支え合い体制の仕組みづくり、ということで、答弁をいただきましたところ、安心情報名簿というのを、昨年から作っておられるということで、これは安心情報キットと、言って9年ほど前にですね、このプラスチック容器の中に、その方の保険証だとか、緊急連絡先だとか、病院のかかりつけ医とか、そういった情報を、家にあっても、その方が倒れた場合に、もうどこに何があるか分からないということで、救急隊の方が見えられてもですね。それで、そのプラスチック容器に入れたものを冷蔵庫にしまって、冷蔵庫の扉にそれがありませんよというシールを貼り、またドアのところにも貼っておくという、そういった事業がスタートした。

これを土台として一層、民生委員の方や福祉会の方が整備して、当然、町に、そういった方の名簿というデータがしっかりとあるということで、これを、しっかり生かして、そしてそれを、地域の見守り隊の方とかに情報をちゃんと提供されることが、整備が進んでいるという、そういう答弁をいただきまして、今後一層これを整備していただきたいのですが、その見守りについて少し再質問させていただきます。

見守り隊の方とかがいらっしゃる福祉会の立ち上げが難しい区や、民生委員さんが抱えてらっしゃる高齢者の数が多い区などもあると思います。そこでは、結局、地域住民の方々の高齢者を見守る目というのが重要であると思います。それは福祉会がある地域でも、そうだと思います。

隣近所、そういった地域住民の方が見守る高齢者を見守る目というのが重要であると思いますが、その地域住民の声とか、隣近所の方々の見守りの声を生かすためには、その方たちはどういったところにそういった情報を届けて、そしてまた、それは仕組みとしてどこに伝わるのかといったところですね。そういったことを、はっきりとする必要があるのではないかと。はっきりお伝えする必要があるのではないかと。

また、心配の声としては、ゴールデンウィークの長い休みの間とか、年末年始、地域で抱えているひとり暮らしの高齢者の方とかが非常に心配であったと。地域住民の方がそういう声もありました。

こういう長期休暇とかの、そういった間の対策っていうのはどのようになっているんでしょうかという、この2点ほどをお答え願います。

議 長（白石雄二）

洞ノ上課長。

福祉課長（洞ノ上浩司）

松野議員の御質問にお答えいたします。

議員の御指摘のように、福祉会や民生委員の皆様の見守りだけではなくて、やはり地域住民の皆様の見守り、声かけというのは非常に重要であるというふうに考えております。

そういった地域住民の見守りの中で、例えば、近所の方の雨戸が数日開いてない、訪問しても応答がないなどのですね、地域の住民の変化に伴う心配の声をどこに届けたらいいのかという御質問でございますが、まずそういった声については、まずは福祉課に御連絡をいただければと思います。

それ以外の窓口としましては、町内に3か所、高齢者支援センターを設置しております。高齢者支援センターにも専門員を配置した中で、日頃から、高齢者とかその家族の福祉サービスや介護についての相談業務を行っております。

高齢者支援センターに上げられた情報につきましては、速やかに町の福祉課に情報として上がってまいりまして、町と高齢者支援センターが連携しながら、そういった住民相談に対応しているところでございます。

また、高齢者支援センターにつきましては、土曜日、日曜日、祝日につきましても相談業務を行っておりますので、そういった休日の中で、緊急を要する案件につきましては、町の担当にも連絡が入る仕組みとなっております。

この高齢者支援センターの事業につきまして、以前に比べて、最近では、高齢者の実態調査とか民生委員との連携などで、少しずつではありますけれども、住民の方にも認知をしていたきておりますけれども、まだまだ、この高齢者支援センター事業を知らないという住民の方もおられますので、今後、広報や出前講座などの機会を通じて、住民に周知を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、松野議員。

12 番（松野俊子）

何とぞよろしくお願いいたします。

次に、認知症対策について再質問いたします。

認知症対策としての町の施策は、答弁でいただきましたが、このような案件はどのように考えられるか質問いたします。

認知症の人が、事故などを起こして、損害賠償請求される事態っていうのが、まあ電車を止めたりとかですね、そういったことで、家族の方、本人に損害賠償請求される事態、こういったものに備えて、市町村が加入している民間の保険会社が補償するという、認知症高齢者個人賠償責任保険事業、これを実施している自治体があるようでございます。

で、認知症による徘徊中の事故等での損害賠償に対する御家族の不安の軽減につながっているというふうに思われます。

これに関しては、本町は検討されてはいかがでしょうか。よろしくをお願いします

議 長（白石雄二）

はい、課長。

福祉課長（洞ノ上浩司）

松野議員の御質問にお答えいたします。

認知症や徘徊中の事故に対する損害賠償保険を、町が加入している市町村があるということでございますけども、現在ですね、町で、そういった損害賠償保険を自治体のほうで加入して事業をやっている市町村、またそういった保険をやっている損保会社等の情報をちょっと把握しておりませんので、大変申し訳ないのですが、まずはですね、ちょっとそういった事業を実施する市町村の把握や、制度がどういうふうになっているのか、また損保会社のそういった賠償保険のメニューがどういうものがあるかを、ちょっとお時間をいただいて、今後、調査研究をさせていただきたいと思います。

議 長（白石雄二）

はい、松野議員。

12 番（松野俊子）

一応ですね、事例と言うんですかね、実際、実施されている自治体として、長崎県の雲仙市がですね、昨年12月から、高齢者等SOSオレンジネットワークというのに登録しているということで、そういう情報等がございますので、何とぞいろいろ情報を集めてですね、御家族や本人の、そういう不安を少しでも軽減させることが、やっぱり地域で、少しでも長くですね、住まい続けられることにもつながると思いますので、よろしく御検討お願いしたいと思います。

その次になりますが、親亡き後の問題について、再質問をさせていただきます。

成年後見制度ということで、本町には、社協を中心に、しっかりとですね、そういった計画を立て、つくって、現在それを実施されているとのことなんですけど、どうしても、成年後見制度と聞くと、ちょっとハードルが高いような感じもしますし、財産の管理だけなのかなというイメージもあるので、財産管理のほかにもどのようなことをこの成年後見制度では支援されるの

か、特に障がいを持っていらっしゃる方の親御さんが、年取ったときの切実な問題が、いろいろ、成年後見制度を頼りたいというお声も聞いたりもしてあるので、もし、少し具体的な事例があればですね、どんなことが支援できるのかを少し教えていただけたら、お願いいたします。

議 長（白石雄二）

はい、洞ノ上課長。

福祉課長（洞ノ上浩司）

松野議員の御質問にお答えいたします。

成年後見制度の支援の内容でございます。成年後見制度では、まず現金や預金、それから不動産などの財産管理のほかに、入院のときの契約、それから入所のときの契約などの契約行為を行ったりとか、あとは不動産の売却であったりとか、消費者被害の取消しの請求などを支援するようになっております。

具体的な事例ということでございますが、令和２年度の権利擁護センターの実績でございます。実績として、町とか、権利擁護センターに相談があった中から、センターがサポートをして、家庭裁判所に申立てを行い、後見人が選任された事例は３件ございました。

まず１件目が、町の福祉課に御相談があった精神障がいの方で、住宅に関する御相談からセンターにつないで後見人が選任されたケースが１件。

あと２件は、高齢者の介護サービスを受けている高齢者の方で、１件はケアマネージャーのほうから、認知症が進行して金銭管理がかなり厳しくなっているという御相談から、権利擁護センターにつないで、その高齢者御本人さんに後見人がついたケースが１件。

で、最後のケースは、同じような、高齢者の方で、ケアマネージャーからの相談ではあったんですが、この方に関しましては、まだ、成年後見制度の後見人をつけるまでの認知症の進行具合ではないという判断の下に、こちらの方に関しましては、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業で金銭の管理をお手伝いする事業がありますが、そちらの選任になりました。ただ、この方に関しましては、急遽入院をしないといけない事例になりまして、この方の同居の家族で精神障がい引きこもりの子供さんがおられたんですけども、この子供さんに対して後見人の申立てをして、後見人が選任されたという、３件の事例が、昨年の実績として上がってきております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

松野議員。

12 番（松野俊子）

いろいろ答弁とかで本当にお聞きしてですね、本町でこの成年後見制度を社協で立ち上げるということで、その計画の、成年後見制度利用促進計画というものも、しっかりと策定されて、そして、今まであった自立支援事業ですかね、いろいろお世話になっている方はもう本当いら

っしゃるんですけど、そういった、町内に住んでいらっしゃる方のいろんなことが分かってある社協で、この後見制度の窓口をしっかりとつくっていただいて、そして、いろいろ今後のことをやっていけるんじゃないかというふうに、期待しているところでございます。

とはいっても、住民の方、自分も含めてですけども、この後見制度の利用ってということに対する知識とかいろんなものが非常に少ないので、宝の持ち腐れになったらいけないと思いますので、今後とも、周知をですね、何とぞ工夫してお願いしたいと思うんです。

それはですね、包括支援のほうのいろんな地域包括ケアシステムの中でいろんな相談事とかも、町の福祉課の高齢者支援係とか、そういったところで、本当に広範に、支援センターとかいろんなところで、連携しながら展開しているんだってことは十分に理解できるんですけども、やはり町民の方がですね、そのことを知るということが、本当に地域包括ケアシステムでも大切ですし、共生社会の部分においてもですね。

それで、今後検討していただきたいのは、庁舎を訪れたときに、そういう何ですか、立札的な、何々係、何々係ってような感じの表示の仕方だけではなくてですね、例えば今、マイナンバーに関してはもうバーンと大きな看板を立てて、すぐ分かるようにしてあります。そして、今そういう関係もあって、本当に庁舎を訪れる若い方とかも非常に多いし、もちろん高齢者の方も多いんですけども、やっぱりそういった方たちが、「あっ、親が困ったときには、あそこの窓口に行けばいいんだな」、「とにかく、相談しに来ていいですよ」っていう、そのウェルカムの状況っていうんですかね、それを町民の方にお伝えしてたら、もうとにかく困ったときにはひとまず庁舎を訪れて相談しようっていうふうに、そういう気持ち、スイッチが入ると思いますので、今までどおりの立札的な表示だけではなくて、目的に合った看板なり何かそういったものを、今後、庁舎に設置していただけたらという、そういったことを要望いたしまして、今回の公明党の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議 長（白石雄二）

以上で、1 番、公明党の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 16 分 休憩

午前 11 時 25 分 再開

議 長（白石雄二）

再開いたします。2 番、水清会。津田議員。

3 番（津田敏文）

3 番、津田敏文でございます。一般質問を通告いたします。

職場のハラスメント防止について。

職場におけるパワーハラスメント（以下、パワハラ）は、職員の能力の発揮を妨げるだけで

なく、職員に対する人権侵害の観点からも許されるものではありません。

令和元年5月29日に、国会において女性活躍推進法等の一部を改正する法律が可決・成立し、令和元年6月5日に公布されました。本改正法は、女性活躍推進法のほかに、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等、複数の法律を一括して改正する法律となっています。これにより、職場におけるパワハラ防止対策が事業主に義務付けられました。

地方公務員においては原則として民間労働法制が適用されることから、労働施策総合推進法およびパワハラ防止指針を遵守することが求められます。また、国家公務員との権衡を踏まえた対応が求められること、公務職場はパワハラ防止における模範となる職場であるべきことから、国家公務員における人事院規則10-16に基づき対応が求められている内容についても取り組む必要があります。

ほかに、職場におけるハラスメントとして、セクシャルハラスメント（不快な行動・言動による性的な嫌がらせ）、マタニティハラスメント（妊娠、出産等を理由に退職を迫ることや仕事を与えない、または無理な仕事をさせるなどの嫌がらせ）、ケアハラスメント（育児・介護休業等の制度利用に関する嫌がらせ）、また、一部のサービス利用者、住民等による暴言、暴行や過度な要求、理不尽な主張といったカスタマーハラスメントなども発生しています。

以上、インターネット掲載の記事を参照しました。

そこで、水巻町の取組をお尋ねします。

（1）町役場等の職場内においてパワハラが発生した場合、どのような対応・対策をお考えですか。

（2）パワハラ防止策のマニュアルは作成していますか。

（3）パワハラ防止策の周知・啓発の取組はどのようなようですか。

（4）町職員がセクハラについて相談するための窓口はありますか。

（5）町職員に対するカスタマーハラスメントに対して、どのような対応や解決策をお考えですか。

続いて、水巻町のGIGAスクール構想について。

GIGAスクール構想とは、2019年12月に文部科学省から発表されたプロジェクトです。GIGAとはGlobal and Innovation Gateway for Allの略で、小学校の児童、中学校の生徒1人に1台のPCと、全国の学校に高速大容量の通信ネットワークを整備し、多様な子供たちに最適化された創造性を育む教育を実現する構想です。

こうした「1人1台PC」や高速大容量の通信ネットワークといったICT環境の整備が子供たちのみならず、教員の手も最大限に引き出すと期待されています。子供一人一人の反応を把握しながら、双方向の授業が展開できるのはもちろん、それぞれの理解度に応じた個別学習が可能になるため、教師はよりきめ細かな指導ができるようになるからです。

グループワークでは、子供一人一人が独自の視点で情報を収集して整理、分析ができ、それらを即時に周りと共有して議論ができるようになります。その過程は、情報の真偽を確認しながら考えを深めていくといった、子供たちの情報活用力を養うことにもつながります。新しい学習指導要領で盛り込まれた主体的かつ対話的で深い学びにも通じるものです。

またICTによる遠隔教育は、海外や専門家と連携した授業の実施、過疎地域の教員不足を

補うものとしても期待が大きいです。

今後、日本の教育が大きく変わっていくと思います。GIGAスクール構想の実現は、そのスタートにすぎません。

以上、インターネットでの東洋経済新報社の掲載を参照しました。

そこで、お尋ねします。

(1) 水巻町の次世代の学校・教育現場が目指す姿とはどのようなものですか。

(2) 校内のネットワーク整備や教育用PCの購入など、小中学校のICTインフラ整備の進捗状況についてお尋ねします。

(3) GIGAスクール構想やICT教育を推進できるよう、先生方への専門家による支援や、各種研修などの取組はお考えですか。

(4) ICT教育の取組について、子供たちの反響はどのようなですか。

以上、お尋ねします。

議 長（白石雄二）

町長、答弁。

町 長（美浦喜明）

はじめに、職場のハラスメント防止について、の御質問にお答えします。

令和元年6月5日に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、令和2年6月1日に改正後の「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」いわゆる「パワハラ防止法」が施行され、事業主に対して、職場におけるパワーハラスメントを防止するための雇用管理上の措置が義務づけられました。

併せて、全国市区町村に対しては、総務省自治行政局公務員部長通知によりパワーハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止に向けて、人事院規則等の内容も踏まえ、適切に対応するよう求められており、本町においても準備を進めてきたところです。

そこで、まず1点目の、町役場等の職場内においてパワハラが発生した場合、どのような対応・対策をお考えですか、とのお尋ねですが、本町では、平成12年9月に「職員セクシュアルハラスメント検討委員会」を設置し、職員アンケート調査や職員研修の開催、相談窓口の開設などを実施し、平成14年7月には、「セクシュアルハラスメント苦情処理委員会」も設置するなど、セクシュアルハラスメントの防止に関しましては、職員の相談・苦情処理体制を整えておりました。

しかし、パワーハラスメントやその他のハラスメントに対する具体的な取り決めが無かったため、法改正を機に、国の通知を参考にしながら、各種ハラスメントに対応するための「水巻町職員のハラスメント防止の指針」を本年3月に定め、4月の課長会議において職員に周知を行ったところです。

これと同時に、従前の「職員セクシュアルハラスメント検討委員会」と「セクシュアルハラスメント苦情処理委員会」を廃止し、ハラスメント事象の調査や審議を行うための「水巻町職

員ハラスメント対策委員会」を新たに設置し、職員からのハラスメントに関する苦情や相談への体制を整えています。

次に２点目の、パワハラ防止策のマニュアルは作成していますか、とのお尋ねですが、各種ハラスメントに対応する「水巻町職員のハラスメント防止の指針」と併せて、ハラスメントに関する相談対応マニュアルを作成しております。

このマニュアルに従い、被害者を含む当事者にとって適切かつ効果的な対応は何かという視点を常に持つこと、事態を悪化させないために、迅速な対応を心がけること、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守することなどに重点を置き、スムーズな対応を進めてまいります。

次に３点目の、パワハラ防止策の周知・啓発の取組はどのようなようですか、とのお尋ねですが、先程も申しましたように、ハラスメントの定義、具体例と対応方法、相談窓口や支援体制などをまとめた「水巻町職員のハラスメント防止の指針」につきましては、課長会議を通して全職員に周知するとともに、机上のパソコンでいつでも確認できるようにしています。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全庁的に、職員向けの研修会等の自粛を行っておりますが、今後、収束が見通せるような状況がまいりましたら、専門講師を招くなどして、ハラスメント研修を実施し、職員の意識レベルをより一層深めていきたいと考えております。

次に４点目の、町職員がセクハラについて相談するための窓口はありますか、とのお尋ねですが、ハラスメントの相談体制として、まず総務課人事秘書係で対応いたしますが、人事秘書係へ直接相談することが難しい職員がいることも考えられますので、職員労働組合、衛生管理者にそれぞれ相談窓口をお願いしています。この相談窓口に関しましても、「水巻町職員のハラスメント防止の指針」の中に記載しており、４月の課長会議で職員に対して周知をしているところです。

最後に５点目の、町職員に対するカスタマーハラスメントに対して、どのような対応や解決策をお考えですか、とのお尋ねですが、カスタマーハラスメントの定義は、一般的には「悪質なクレーム」と認識しております。こういった行為をしてくるような人に対しては、毅然とした態度で堂々と対応を行うことが重要です。

また、応対した職員一人きりではなく、上司が同席するなど、組織としての「悪質なクレーム」への対応を心掛けてまいります。

さらに、窓口で大声を出すなどの過度なクレームが発生した場合には、総務課に配属している警察ＯＢの不当要求行為防止職員が直ちに同席し、対応を行うようにしております。

今後も職場でハラスメント等が発生していないか常に状況を注視しつつ、職員の労働環境が守られるよう適切な対応を続けてまいります。

次の、水巻町のＧＩＧＡスクール構想について、の御質問は、教育長に答弁していただきます。

議 長（白石雄二）

教育長、答弁。

教育長（小宮順一）

水巻町のGIGAスクール構想について、の御質問にお答えします。

令和元年12月に文部科学省から発表されたGIGAスクール構想ですが、本町におきましては、令和2年度中に児童生徒1人1台の学習者用コンピュータの整備が完了しております。令和3年度からは、町のICT支援員や、各学校の先生の中から選任されたICT推進委員の方々と課題等を整理しながら、これからの授業や個別学習の中で有効に活用していきたいと考えております。

そこで、まず1点目の、水巻町の次世代の学校・教育現場が目指す姿とは、どのようなものですか、とのお尋ねですが、目まぐるしく変化する社会に適応し、未来に生きる児童生徒に不可欠であるICTに対応する能力を育むため、学習者用コンピュータを利用した授業を令和3年度より実施いたします。その中で、学習効果の検証を行い、児童生徒一人一人が思考を深め、自らの考えを表現する力を養い、思い思いに表現できる活動を支援しながら、児童生徒の深い学びを目指していきたいと考えております。

次に2点目の、校内のネットワーク整備や教育用PCの購入など、小中学校のICTインフラ整備の進捗状況についてのお尋ねですが、本町では既に児童生徒1人1台の学習者用コンピュータの整備が完了しております。学校における無線LANにつきましても、国が推奨する高速大容量の通信を可能とする校内通信ネットワークの整備が完了しております。

今後、学校の授業の中で、学習者用コンピュータを活用するにあたり、課題等が生じる場合も想定されますが、ICTの活用を制限することなく、ICT支援員などとの緊密な調整・協議を行い、学校におけるICT環境を最大限、積極的に活用していきたいと考えております。

次に3点目の、GIGAスクール構想やICT教育を推進できるよう、先生方への専門家による支援や、各種研修などの取組はお考えですか、とのお尋ねですが、先生方のICT教育技術の向上なくして、GIGAスクール構想の実現やICT教育の推進はかないませんので、教育の質の向上に向けてICT支援員を存分に活用し、先生方の支援を行っております。

今後、増加していくであろうICT教育の中で、ICT支援員の役割はますます大きくなってまいります。先生方が、ICTをツールとして、その特性・強みを生かせるよう、ICTを活用した指導方法についての研修を充実するよう取り組んでまいります。

最後に4点目の、ICT教育の取組について、子供たちの反響はどのようなですか、とのお尋ねですが、まだ全校、全学年での学習者用コンピュータの活用には至っておりませんが、小学校6年生の授業で活用した時の児童の様子ですが、一人一人の名前シールが貼ってある、真新しい学習者用コンピュータを手にした時に、これまでパソコン教室で全児童生徒が共用していたパソコンと異なり、「これは自分専用なんだ。」「このタブレットでこれから勉強できるんだ。」という児童たちの非常に前向きで明るい表情が見てとれました。

また、自分に使いこなせるのだろうか、と不安な児童もいましたが、最初は皆、同じスタートラインに立ちながら、少し慣れた児童が友達に積極的に教えてあげるなど、みんながとても意欲的に学習者用コンピュータに向き合っており、子供たちの反響はとても大きかったと感じました。

今後も多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された、創造性を育む教育を持続的に実現し、児童生徒の深い学びに繋げていきたいと考えております。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。はい、津田議員。

3 番（津田敏文）

職場のハラスメント防止について再質問させていただきます。

先ほど町長の答弁の中にありました、28 ページ上段から 6 段目。相談窓口の衛生管理者とはどのような立場の人ですか。お聞きします。

議 長（白石雄二）

大黒課長。

総務課長（大黒秀一）

衛生管理者とはどういう方か、という御質問でございます。

衛生管理者とは、労働安全衛生法という法律に定められておりまして、事業場の衛生全般の管理をするものと定義されております。

主な役割につきましては、作業環境の衛生管理や、労働者の健康管理というのが主な仕事の内容となっております。50 人以上の労働者がおられるような事業所には必ず、衛生管理者を選任しなくてはならないという定めがございます。

したがって本町におきましても、健康課配属の保健師を 1 名ですね、有資格者として選任し、これに充てているところでございます。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、津田議員。

3 番（津田敏文）

続きまして、役場職員の場合はあってはなりませんが、万が一パワハラが発生して、職員の処分に至った場合、町長が何らかの処分を下すことになろうかと思いますが、どのような処分となるのですか、お聞かせください。

議 長（白石雄二）

町長、いいですか。

町 長（美浦喜明）

基本的にはですね、顧問弁護士がおりますので、やはりまずはそういうこと自体があった場

合には、顧問弁護士に相談をいたしまして、そして人事協議会等を経てですね、処分をしたいというふうに考えております。

議 長（白石雄二）

はい、津田議員。

3 番（津田敏文）

続いて、役場内では既に水巻町職員のハラスメント防止指針や水巻町職員ハラスメント対策委員会など、対策がなされているということで安心しましたが、町内の学校では、ハラスメント防止に向けてどのような取組をされていますか、お聞きいたします。

議 長（白石雄二）

佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

再質問にお答えいたします。

学校におけるハラスメントの防止の取組でございますけれども、小中学校の教職員は県の職員となっております。しかし、職場でのハラスメントの未然の防止の取組については、町の教育委員会が指導をいたしまして、各学校が主体となって取り組むことになっております。

学校でのハラスメントの指針ですとかマニュアルにつきましては、町と同じものを採用しております。まず学校の相談体制でございますけれども、職場内に相談窓口を同じように置いております。それは養護教諭、それからスクールカウンセラー、あとは管理職というふうになっております。

職場外につきましては、町の教育委員会が相談窓口というふうになっておりまして、それは学校にも周知をいたしてるところでございます。

また啓発につきましては、学校においては、ハラスメントが存在する職場となってしまっは子供たちへの教育の質が低下しますので、そのようなことがないように、教職員は日頃からお互いに関係の質を向上させるように努めております。

例えば校内の職員研修の場であったり、そういったときに問題意識を共有するように、なるべく対話を増やして、研修をしたりとか、あとチェックリストというのを、県が作っておりますので、それを使用しまして、自分自身を振り返って意識改善を図ったりというようなところで、風通しがよくなるように、ハラスメントを生まないように、そういった職場環境をつくるように努めております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、津田議員。

3 番（津田敏文）

学校の場合は、もしもパワハラ事案が発覚した場合、学校長あるいは教育長が教職員を処分することになるのですか。どのようなでしょうか。

議 長（白石雄二）

佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

学校においてハラスメント事案が起きた場合についてでございますけれども、被害があった方、また相談員が、また周りの職員からでもあると思うんですけれども、報告を受けまして、学校長と、もしくは町の教育委員会が、個人のプライバシーに配慮をしながら事実関係を確認をしまして、ハラスメントの加害者に指導を行うように、そういった流れになると思いますけれども、先ほど言いましたように、教職員は県の職員でございますので、県の教育委員会にも報告をいたします。そして県の教育委員会が調査をしまして、最終的には、福岡県が、県の処分規程等に照らし合わせてですね、処分等を決定するというような、そういった流れになっております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

津田議員。

3 番（津田敏文）

学校でカスタマーハラスメントが起きた場合、どのように対応しますか、お聞きします。

議 長（白石雄二）

佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

学校でカスタマーハラスメントが起きたときの対応でございます。

教育現場につきましては、カスタマーハラスメントというのが、イメージしやすい事例としては保護者への対応というところだと思います。

保護者から話があったときに、そういったハラスメントと思われることに対しては、それが保護者から個人に対しての嫌がらせだったり、人格攻撃というものなのか、学校に対してのものなのか、というようなことの判断をする必要があると思います。

学校の場合は、保護者に寄り添いながら、対応していくというのが基本となっておりますので、なかなかその、学校に対してなのか個人に対してなのか。また内容が、教育的な要望なのか、それとも個人に対しての攻撃、人格否定だったり、そういったものなのかという、その辺りの判断がなかなかつきにくい場合がございますので、そういった場合には上司だったり、

また教育委員会だったりっていうようなところに相談すると。

そして場合によっては、顧問弁護士がおりますので、そちらのほうに指導を仰ぎながら行動していくということで考えておりまして、1人で対応をしないように、必ず組織をもって対応するように、体制を整えているところでございます。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

津田議員。

3 番（津田敏文）

水巻町のG I G Aスクール構想について再質問させていただきます。

タブレットの使用が始まったようですが、実際の授業はどのように変わりましたか、お聞きいたします。

議 長（白石雄二）

佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

御質問にお答えします。

学校での授業でございますけれども、タブレットを使った授業は、ちょうど先月末、5月末に始まったばかりでございます。

教員も子供たちも、まずはタブレットの使い方に慣れるというようなことを、そういった段階から始めているところでございます。

授業がどのように変わったかっていうところでございますけれども、まだ紙の教科書でございますので、授業スタイルが大きく変わったといったところはございません。

まず学びの定着っていうようなところで、タブレットを使って、ドリル学習を授業の中に取り入れて、使っているところでございます。

タブレットのいいところを生かしながら、積極的に使っていくことにはしておりますけれども、小中学校の義務教育につきましては、子供たちの人格形成、人間形成の育成というようなところで、大変大切な時期でございますので、教員との関わり、そして子供同士の関わり、こういった中から多くのことを学んで、これからの土台としていく時期でございますので、その辺も踏まえて、タブレットについては、教科や、授業内容に合わせて、これまでの授業とタブレットをうまく組合せながら、進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、津田議員。

3 番（津田敏文）

その説明の中に、タブレットに、自分専用のタブレット、要するに名前が書いてありますんで、それを自宅に持って帰ることはできるのでしょうか。

議 長（白石雄二）

佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

自宅に持ち帰るというようなところでございますけれども、まだ使い始めたばかりでございますので、自宅への持ち帰りといったところは、今はまだ考えておりません。

まず学校の中で、教員の I C Tを使った指導力、それから子供たちの操作、そして情報モラルとか、基本的なところを、学習効果なども含めてしっかりと、確認をしながら、ステップアップしていくことが大切というふうに考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

津田議員。

3 番（津田敏文）

インターネットの接続状況はどのようになっているのでしょうか。お聞きします。

議 長（白石雄二）

佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

御質問にお答えします。

校内での接続状況でございますけれども、校内のネットワークにつきましては、令和 2 年度中に、学校内の普通教室・特別教室のほうに、無線のアクセスポイントを設置しておりまして、現在、インターネットが接続できる環境を整えております。

また、体育館につきましても同じように設置しておりまして、体育の授業で使用できますし、あと、災害時の避難場となることも想定されますので、そういった利用も想定をして、校舎内の教室と同じように整備しております。

各学級、校内の子供たち全員が同時接続をしても、通信に支障を来さないような、ネットワーク環境を整備しているところです。

以上です。

議 長（白石雄二）

津田議員。

3 番（津田敏文）

大型提示装置整備率はどのようになっていますか。

というのは、今までと、やはり学習が変わってくるんですよね。今までだったら先生が生徒に、これは答えなさいという形のものが、こういった大型提示装置ですと、みんな、はい、一斉に答えが全員できるわけですし、参加しとけば自分の考えもその中にできるわけです。

それを I C T なんかで、国内外でどこでも、新しい技術によって授業ができると考えますが、そのためにやはり、大型提示装置整備率はどのようになっていますか。お聞きします。

議 長（白石雄二）

課長。

学校教育課長（佐藤 治）

御質問にお答えします。

大型提示装置についての整備率でございます。

大型提示装置、これは一般的に電子黒板と呼ばれておりますけれども、それが各教室に電子黒板が整備されましたらといったところで、今、議員のほうから説明がありましたけれども、子供たちの一人一人の考えが大型の画面に映し出されまして、お互いの意見をみんなで共感して、答えを導くといった、学び合う授業スタイル、こういったところを取りやすくなりまして、学習の幅が広がっていくというふうに思っております。

現時点では、この電子黒板の整備につきましては、各学校に 3 台ずつしか整備されておられません。整備率は小中学校ともに 30%弱でございます。

本年度、令和 3 年度につきましては電子黒板の予算が確保できておりますので、各学校に増設をする予定にしておりますけれども、今後、全ての学級に電子黒板が設置できればというふうに思っておりますので、計画的に、その辺の整備を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

津田議員。

3 番（津田敏文）

デジタル教科書はいつごろ導入されますか、お聞きいたします。

議 長（白石雄二）

課長。

学校教育課長（佐藤 治）

御質問にお答えします。

デジタル教科書の導入時期についてでございますけれども、デジタル教科書の導入につきましては、いろんな話がありますけれども、次回小学校の教科書改訂の時期が 2024 年になっております。そのタイミングで入るのではないかというようなことで、世間では言われているようではございますけれども、国から、その辺の明確なスケジュールというのはまだ示されておられません。

先ほど議員が言われていましたように、授業スタイルが変わるといった点では、この辺のデジタル教科書が入るタイミングがやっぱり大きく変わる時期ではないかなというふうに思われておりますけれども、このデジタル教科書へ全面移行というふうになるまでは、今の紙の教科書を使っていくようになるかと思えます。

今、国で、デジタルと紙、それぞれの良さ、そしてそれぞれの在り方っていうのが、検証がされておりまして、水巻町としましてはこれらの国の検証、国の見解を注視してるところでございますし、また近隣の自治体における動向なども注意しながら、今後は調査研究を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

津田議員。

3 番（津田敏文）

最後に、子供たちがタブレットを最初に触れた、これは自分専用なんだ、タブレットでこれから勉強できるんだと、こういう気持ちを大切に授業に生かしてもらいたいと思います。

これから新しい勉強スタイルに、生徒さんがわくわくするような授業をお願いしたいと思います。

以上です。

議 長（白石雄二）

以上で 2 番、水清会の一般質問を終わります。

3 番、古賀議員。

7 番（古賀信行）

まず 1 点目、北九州市との合併について。

美浦町政も 2 期目の終わりに近づいてまいり、3 期目の出馬を表明されました。

1 期目に立候補された時、町長は北九州市との合併を政策の一つと掲げられました。私も政策の一つとして北九州市との合併を掲げてきました。

本会議の一般質問で、町民が北九州市との合併を望んでいるかどうか、住民のアンケートを取ったかどうかと質問しましたが、町は実施されませんでした。

今は下関市と合併している旧豊田町の最後の町長は、有権者を対象に住民の合併への賛否の

投票を実施され、過半数の住民が合併を望んだので、町長は下関市との合併を決断されたそうです。(町長自身は下関市との合併は反対だったけど、住民投票の結果、合併を実行されたのです。)

住民の希望を十分に聞いて政治に活かす。これこそが地方自治の根幹だと思います。

一時マスコミで多く報道された福島県矢祭町(私も自費で視察に行き、副町長や課長と対談してきました。)では、矢祭町では過去に合併するかしないか考えたときがありました。

そのとき、町は住民投票を行い、過半数の住民が合併を望まない投票結果が出たので、合併しないで行政をやるための政策チームを役場職員につくらせ、全国の模範になるような政策を次々に発信したのです。例えば、議員の日給制、役場職員だけの消防隊、お金のかからない図書館づくり等々。

そして節約したお金は教育や福祉に回しました。中学生の修学旅行はオーストラリア旅行などを実行してきました。

矢祭中学校の校長先生と対談したとき、校長先生は「この町の子供たちは幸せです。」と言われた言葉を私は忘れることはないでしょう。

水巻町は子ども医療だけ北九州より進んでいますが、高齢者福祉は大分遅れています。

北九州市との合併についての住民投票について、町長の考えを聞かせてください。

2点目、空き家バンクの活動について。

水巻町は空き家バンクが設置されて1年になるが、私たち町民から見れば活動の状況が見えてきません。進んだ自治体では空き家の写真と家賃まで表示して、その自治体のインターネットのホームページで全国に移住を呼びかけています。

2021年5月8日の毎日新聞では、豊前市の定住促進パンフのことが紹介されていました。それには、空き家バンク、豊前の暮らしを体験できるお試し居住施設「山内のいえ」を紹介。山・海で暮らす先輩移住者のインタビュー編も充実させたパンフを作って、東京などの大都会で移住を呼びかけていることが紹介されていました。

水巻町は空き家バンクを通じて何人移住され、何戸民間の空き家があるか把握していますか。

第3点目、福祉バス、南部循環の北九州市営バスを廃止し、遠賀郡の他町が行っているタウンバスの設置について。

町がお金をかけている割には利用者が少ない福祉バスや南部循環の北九州市営バスを廃止し、誰でも乗れるタウンバスを町は考えられてはどうですか。

私は全国の多くの自治体を視察してきました。タウンバスやシャトルバスをきめ細かく運行している自治体を見てきました。

水巻町も他の自治体が運行しているタウンバスやシャトルバスのことを調べて導入されてはいかがですか。

幼児から高齢者まで町民だれでも乗れる交通手段が行政の姿だと思います。

町長の意見を聞かせてください。

以上です。

議 長（白石雄二）

町長、答弁。

町 長（美浦喜明）

はじめに、北九州市との合併について、の御質問にお答えします。

北九州市との合併についての住民投票について、町長の考えを聞かせてください、とのお尋ねですが、私が町長へ就任してから平成 26 年を中心に、合併について北九州市と事務レベルでの協議を行った際に、国は地方創生の取組の 1 つとして、「連携中枢都市圏構想」を推進しておりました。連携中枢都市圏構想とは、地域において相当の規模と中核性を備える中心都市が、近隣の自治体と連携協約を締結し、それに基づきコンパクト化とネットワーク化により、生活関連機能サービスの向上を行うことにより、人口減少、少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを求めるものです。

北九州市とは、国が本格的に議論を進めている地方創生の基本的な考え方に準じて、事業連携を強化していくことが先決である、という認識にて考えが一致した経緯がございます。

本町は北九州市を中心とする福岡県北東部地域の 17 の市町で、連携中枢都市圏北九州都市圏域を形成するため、平成 28 年 4 月に北九州都市圏域トップ会議において連携協約を締結しており、さらには令和 3 年 5 月 24 日に吉富町が新規に加わり、構成自治体が 18 の市町へと増えたところであります。

全国で見ますと令和 3 年 4 月現在で、327 市町村で構成する 34 圏域が形成されている状況でございます。

国は、市町村合併には財政支援を行わず、このような市町村間の事業連携によるまちづくりを推奨していますので、現時点では、近隣市町と足並みを揃えて、北九州市を中心とした連携中枢都市圏による広域連携の取組を進めてまいりたいと考えております。

そのような中で、将来における町のあるべき姿と進むべき方向性を示した中で、改めて町政運営を行うべきと考え、平成 30 年度から 10 年間を計画期間として策定した「水巻町第 5 次総合計画」にのっとりた施策を進めているところです。

また、全国の自治体でも大きな課題となっている人口減少社会への対応のために、平成 27 年度に策定し実施した「水巻町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で「町のコンパクトさが利便性を生み、時間の価値を生む」という基本理念を掲げています。さらに、引き続き、令和元年度には、「第 2 期水巻町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。策定にあたりましては、学識経験者や町議会、町内企業、金融機関、住民代表などで構成する「明るいまちづくり推進委員会」で、7 回に渡り御審議いただきました。その際に、幅広く住民の方からのお声をいただく機会として、ホームページや庁舎玄関ロビーでのパブリックコメントを実施しましたが、北九州市との合併を希望される意見はありませんでした。先程も触れましたが、現在、第 1 期となる「水巻町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した平成 27 年度から引き続き、第 2 期総合戦略について令和 2 年度より各施策の目標達成に向けた取組を行っているところです。

政令市である北九州市との合併につきましては、まず現在のこのような取組の大幅な見直し

が必要となることや、多くの事務事業、住民サービスは、北九州市の制度に合わせることであることが想定されます。

各種施設の割引サービスなど、スケールメリットにより、サービス向上や環境問題、観光振興、土地利用などで、広域的かつ一体的な展開が効率的にできるような面もあるかとは考えられますが、その一方で、行政区域の拡大によって、行政と住民の距離が遠くなり、住民の意見が反映されにくくなるのではないかと懸念もあります。さらに、都市計画税の新たな賦課、学校給食費補助廃止による保護者の負担増、公共施設の統廃合、役場機能の低下など、地域の利便が損なわれるデメリットもあるのではないかと考えています。

すでに、町内には様々なスーパーやドラッグストア、大規模な病院等が展開され、小中学校をはじめとする公共施設も充実しております。

さらには、本町の取組といたしまして、イオン跡地への要望活動や吉田南地区の町有地への誘致事業を通して新規大型商業施設がオープンされ、現在は、JR水巻駅南口周辺整備事業および頃末南区の町有地における、民活方式によります健康入浴施設等の建設が進められております。その施設を活用した町民の方の健康増進に繋がるソフト事業についても、事業者と協議を行っているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症に関する対策事業としまして、国の臨時交付金や財政調整基金を活用して、本町独自の施策である、二度にわたる生活支援商品券給付事業を始めとする多くの支援施策について、議会の皆様の御理解と御協力のもと、スピード感を持って行うことができました。このように適時、事業の展開が行えるのは、コンパクトな本町ならではのメリットだと考えております。

私は、平成29年10月に改めて、町長選に立候補したときには、公約として北九州市との合併を掲げておりませんでした。すでに北九州都市圏連携協約を締結しておりましたので、「北九州市や遠賀郡内との広域連携のさらなる強化」という公約で、立候補し、御信任を受けております。

以上のことから、現時点では、北九州市との合併についての住民投票を行うことは、考えておりません。

次に、空き家バンクの活動について、の御質問にお答えします。

御承知のように、近年、少子高齢化などによる人口減少は全国的にも大きな問題となっております。

また、人口減少や高齢化が進む中、空き家が急増しており、その中でも管理不全の空き家に対する問題は、本町を含む他の自治体においても、その対応に苦慮している現状があります。

そのような状況の中、空き家対策のひとつとして考えられたものが「空き家バンク制度」です。この制度は、空き家の流通及び利活用を促進し、管理不全の空き家の増加を抑制するとともに、移住・定住施策の推進に資することを目的としたもので、特に本町のように、町域が狭小な自治体にとっては、移住定住を促進する非常に有効な施策と言われております。

本町におきましても、町内の宅地建物取引業者7社の協力を得て、令和2年3月より「水巻町空き家バンク」の運用がスタートし、1年3か月が経過いたしました。その間、広報紙やホームページをはじめ、毎年5月に発送する固定資産税納税通知書にチラシを同封し、周知を行っ

ているところです。

また、本議会で行政報告をさせていただきますが、町の特色を効果的に表現し、移住・定住先の自治体としての呼び込みに有効活用するため、本町でも「移住・定住ガイドブック」を昨年度末に作成いたしました。

このガイドブックは、本町の子育て世代の職員の意見を参考にして、手に取ってもらいやすいB5サイズのコンパクトな冊子となっています。

また、その中では、本町へ移住された方のインタビュー記事や子育て支援策などの様々な施策、さらに本町の空き家バンク制度も紹介をしています。現在、東京都や福岡市にある県の移住支援施設をはじめ、集客が多い町内外の様々な施設や店舗、企業などに対して、配架を依頼するなど、これまでにない広範囲な働きかけを行っています。

また、日々の業務の中で、建物の管理が不十分で近隣住民から苦情のあった空き家に対しても、所有者に空き家バンクの説明を行いながら、管理不全の建物を減らすとともに、空き家の流通促進に努めているところです。

そこで、水巻町は空き家バンクを通じて何人移住され、何戸民間の空き家があるか把握していますか、とのお尋ねですが、令和3年5月末現在の空き家バンクの申請件数は、19件となっており、その内、新しい借り手や買い手が見つかり、契約の手続きが済んだ件数は9件となっています。ただし、成約後の物件については、事業所としての利用や建物解体後に更地として利用している場合などもあり、すべてが中古住宅として利用されているものではありませんので、空き家バンクを通じての移住者数については、把握が困難となっています。

また、民間の空き家の戸数については、平成27年度に実施した町内全域にある戸建て住宅を対象とした「空き家実態調査」の結果、空き家と思われる件数は433件でした。

その後の空き家物件数の推移につきましては、平成27年度に実施したような実態調査等はありませんが、町に寄せられた苦情や相談を受け、担当職員による現地調査で新たに把握した空き家の件数は59件、解体等により空き家状態が解消された物件は88件で、現在把握している総物件数は、404件となっています。

ただし、この件数の中には、苦情や相談のない新たな空き家は含まれておりませんので、現在の空き家の件数を把握するため、今年度に改めて「空き家実態調査」を実施する予定としています。

最後に、福祉バス、南部循環の北九州市営バスを廃止し、遠賀郡の他町が行っているタウンバスの設置について、の御質問にお答えします。

水巻町も他の自治体が運行しているタウンバスやシャトルバスの事を調べて導入されてはいかがですか、とのお尋ねですが、まず、タウンバス、いわゆるコミュニティバス運行事業についてですが、運行便数、バス保有数や運営方式などに違いはあるものの、福岡県の60市町村のうち、令和2年度時点で41の市町村で運行されています。そのうち、大多数の市町村で共通した課題となっておりますのが、国・県の補助金を投入しても、輸送人員数の上昇を運行コストの上昇が上回っていることです。その結果、収支のバランスがとれておらず、多額の市町村負担が経常的に発生しており、持続可能な公共交通の維持のために、財政的な側面からも苦戦している状況であると伺っております。

遠賀郡内でみますと、コロナ禍以前の令和元年度の決算ベースで、事業規模に対する町負担率が38%から71%となっており、金額にしますと約1300万円から3900万円の町負担が発生しています。そのため、遠賀郡内の各町においても、財政負担に対する取組が喫緊の大きな課題となっております。

このような課題を解決するにあたって、バス利用の促進事業や、収益性改善のための路線変更などの検討もなされているようです。しかし、根本的なバスの利用者離れ、路線変更にあたっては既存交通事業者との競争を防ぐために、安易な変更が行えないなどの理由により、結果として抜本的な解決策を展開することができず、大きな財政負担を抱えたままになってしまっている状況でございます。

以上のことから、令和元年12月議会での一般質問で答弁しましたとおり、現時点で水巻町独自のコミュニティバスを導入する考えはございません。

全国的な地方公共団体の地域公共交通をとりまく現状に目を向けますと、高齢者の運転免許証の返納も増える中、御質問にもありますように、移動手段の受け皿の確保が重要となっているにもかかわらず、人口減少の本格化、運転手不足の深刻化、特に地方部の乗合バス等は厳しい赤字構造にあるなどの様々な問題が生じています。また、公共交通を確保・維持するための公的負担等が増加していることにより、公共交通のあるべき姿として国から示されておりました「民間の交通事業者が収益を確保できる形で公共交通を担う」といった構造の構築が難しくなり、公共交通の維持が容易ではなくなっているのが現実でございます。

このような背景のもと、国土交通省の所管となります「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が令和2年11月に改正され、地方における移動手段の確保を図るため、地域ごとにバス・タクシーの労働力確保とサービス維持を図りながら、サービスが不足する地域については、その他の移動手段を総動員し、移動ニーズに対応するといった新たな方針が示されたところです。

その他の移動手段としては、ICTを活用したバスや電車、タクシーなどの交通手段を一つのサービスで完結させる方法や、AIによる配車や自動運転など、最新技術を活用した高齢者などの幅広い利用者にとって使いやすいサービスの提供についても推奨されています。また、行政だけではなく、バス・タクシー等の公共交通機関を十分に活用した上で、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応しながらも、利用者数、収支等の設定、毎年度の評価等といったPDCAサイクルを実施することとされたところです。

また、令和4年度には、JR水巻駅南口周辺整備事業が完了し、町が事業誘致した健康入浴施設等もオープンに向けた準備が着々と進行していると伺っています。

アフターコロナに向け、地域経済並びに人の動きも変化をしていくものと思われませんが、この水巻駅南口の整備事業、健康入浴施設誘致事業が町にもたらす新たな賑わいの創出は、人の流れを大きく変化させ、好循環を生んでいくものと考えています。

さらに、公共交通を利用した移動先として要望の高い、JR折尾駅についても、駅を中心とした周辺の整備事業が令和7年度の完了を目指して進捗しているところです。

数年先には、JR折尾駅を中心とし、折尾地区の広域拠点としての再構築が図られることと思われしますので、JR折尾駅までのアクセスといった交通体系などへのニーズが、大きく様変

わりしていく事も想定されます。

また、運転免許証返納などによる、買い物や通院等といった高齢者の方々の移動手段の確保も、非常に重要な課題であると認識しています。

このような地域公共交通のあり方の変遷や地域の状況、課題も踏まえた、本町の今後の公共交通体系のあるべき姿の基本方針案の策定を行うため、令和2年度より専門コンサルタントを交え、水巻町の地域概況の整理、公共交通の現状の調査、住民の方々への公共交通等の利用状況、潜在的な利用目的地等の住民アンケートを実施しております。そのアンケート結果を踏まえて、専門の大学教授、交通事業者等の知恵や御意見も頂きながら、公共交通体系の調査検討業務を行っているところでございます。

現在、業務については完了に向けて最終段階にあり、基本方針案並びに町の現況、分析結果といった、本業務に係る成果物につきましては、令和3年9月定例会での報告を予定しております。

議員の皆様、住民の方々、交通事業者の御理解と御協力をいただきながら、水巻町の公共交通の今後あるべき姿の方針決定を進めてまいります。

以上です。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。古賀議員。

7 番（古賀信行）

まず第1点目の北九州市との合併についてですね。

町の答弁によるとですね、いつも、前回もそうでしたけど、北九州合併をですね、連携中枢都市圏構想でですね、町はいつも逃げてみたいですけど、全然北九州合併と、この都市圏構想の中身の住民のですね、サービス内容、全然違うんです。

で、北九州市は65歳以上のですね、高齢者に対するサービスが素晴らしいです。そういう点ですね。

また北九州市はですね、あの交通不便な場所のですね、道路の計画を長期間、10年ぐらいかけてですね、狭い道路の横の空き家を買ってみたりして広げてきました。そういう点ですね。

北九州市は都市計画税を適用して、固定資産税が上がってますけど、住民の生活は非常にしやすくなってます。

それでも北九州市は人口減少してます。

そういう点でですね、やっぱり平成25年に最初、美浦町長が立候補されたときは、選挙公約の一つとして、やっぱり北九州市との合併を掲げられました。けど、美浦町長だけでなく、近藤町長、矢野町長もそうでしたけど、公約掲げられたけど、どういう――。

[質問時間終了]

実現することはありませんでした。これ、非常に残念に思います。

議 長（白石雄二）

古賀議員、時間でございます。

7 番（古賀信行）

以上です。

議 長（白石雄二）

はい――。

[「議長、発言を求めます。」と発言する者あり。]

何て？

[「発言したい、お願いします。発言認めてください。発言を認めてください。」と発言する者あり。]

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

5 番（岡田選子）

すいません、一般質問の在り方についてです。

今、まあ確かに議員の質問の量も多かったかとは思いますが、執行部の皆さんに申し上げますけど、若い課長さんが多いからこういうことになってるのかどうかちょっと分からないんですが、一般質問っていうのは、やはり議員が本当に一番大事にしている、議会で一番大事にしている時間なんですね。執行部と対等に議論し合えるという。町の行政全てについてですね。

その大事な時間をですね、冒頭質問の答弁だけで終わってしまうようなね、答弁書の書き方はもう二度としないでください。

議員のね、役割が果たせないんですよ。執行部と議論をする時間なんですよ、生で。

答弁が長過ぎます。

こんなことしてたら、行政前に進まないし、水巻町のために議員が発言できません。

町のために、町民のために私たち一生懸命考えて一般質問つくってるんです。毎回。

それをこんなね、悪い言葉で言ったら、本当に議員の発言を妨害しているようなね、再質問での議論を妨害してるような、もっと悪く言えば嫌がらせをしているような。

教育現場では、いじめがありますよね。

[「議長、終わらせてください。」と発言する者あり。]

いじめられたと感じたものが、いじめと思ったらいじめなんですよ。

議 長（白石雄二）

岡田議員——。

[「議員の発言をね、もっと——。」と発言する者あり。]

議 長（白石雄二）

終わりたいと思います。その辺また、あの——。

[「質問のこの時間を、一般質問の時間を大事にしてください。以上です。」と発言する者あり。]

議 長（白石雄二）

以上で3番、古賀議員の一般質問を終わります。これをもちまして本日の一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会いたします。

午後 00 時 37 分 散会